

○三豊市奨学金支給要綱

令和3年5月6日

教育委員会告示第5号

改正 令和3年12月23日教委告示第13号

令和4年3月29日教委告示第8号

令和4年5月26日教委告示第7号

令和7年12月24日教委告示第12号

(目的)

第1条 この告示は、学資又は育英上必要な資金(以下「奨学金」という。)を支給することにより、意欲ある子どもたちの夢や希望の実現に向けた修学を容易にし、その志を遂げさせ、社会に貢献する人材の育成を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 奨学金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院を除く。)に在学する者
- (2) 学校教育法に規定する専修学校(専門課程に限る。)に在学する者
- (3) 学校教育法に規定する高等専門学校に在学する者(4年生及び5年生に限る。)

(支給要件)

第3条 奨学金の支給を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市の区域内に住所を有する者(進学のため市の区域外に住所を移す者を含む。)
- (2) 修学意欲があり、学校長が推薦する者
- (3) 経済的な理由により修学が困難であると認められる者

(支給額)

第4条 奨学金の支給額は、1人当たり月額50,000円とする。

(支給期間)

第5条 奨学金の支給期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学及び専修学校 第9条に規定する支給の決定をした日が属する年度の4月から卒業の月までとし、支給を受ける月数を通算して、奨学生の在学する学校の修業年限に相当する月数を限度とする。ただし、奨学生が在学する学校の修業年限を超えて在学する場合は、その修業年限を超えた期間については、奨学金を支給しない(三豊市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)
- (2) 高等専門学校 第9条に規定する支給の決定をした日が属する年度の4月から卒業までの月とし、支給を受ける月数を通算して2年(商船に関する学科については2年6月)を限度とする。ただし、奨学生が在学する学校の修業年限を超えて在学する場合は、その修業年限を超えた期間については、奨学金を支給しない(教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)

(支給の申請)

第6条 奨学金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を3月末日又は教育委員会が定めた日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 奨学金支給申請書(様式第1号)
- (2) 奨学生推薦調書(様式第2号)
- (3) 所得・課税証明書及び納税証明書(世帯全員のもの)
- (4) 住民票の写し(世帯全員のもの)
- (5) 入学許可書の写し又は在学証明書
- (6) 在学する学校の成績得点等が確認できる書類等

(選考基準)

第7条 奨学生の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 学業 学業、スポーツ、芸術等あらゆる分野において修学意欲があると認められる者
- (2) 人物 奨学生としてふさわしく、将来、社会に貢献しようとする意欲がある者
- (3) 家計 経済的な理由により修学が困難であると認められる者(市税を完納している世帯の者に限る。)

(選考会議等)

第8条 教育委員会は、毎年4月又は必要に応じ、奨学生を選考するための委員(以下「選考委員」という。)による奨学生選考会議を開くものとする。

2 選考委員は、教育長及び教育委員をもって充てる。

3 選考委員は、前条に規定する選考基準に基づき総合的に判断し、第6条に規定する申請者のうちから、予算の範囲内で奨学生を決定する。

(決定通知及び手続)

第9条 教育委員会は、前条に規定する奨学生の選考の結果を、奨学金決定通知書(様式第3号)により、親権者を経て申請者へ通知するものとする。

- 2 選考の結果奨学生として決定した者(以下「奨学生決定者」という。)で奨学金の支給を受けようとする者は、教育委員会が定める日までに、誓約書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 奨学生決定者は、進学しないとき、又は辞退するときは、速やかにその旨を文書により教育委員会に報告しなければならない。
(支給の時期)

第10条 奨学金の支給は、第4条に定める額を四半期ごとに支給するものとする。

(報告の義務)

第11条 奨学生は、毎年4月末までに当該年度の在学証明書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 奨学生又は親権者は、次に掲げる事項に該当する場合は、直ちに異動届出書(様式第5号)により教育委員会に報告しなければならない。
 - (1) 奨学生が死亡したとき。
 - (2) 奨学生が休学、停学、転学、留年、退学又は復学したとき。
 - (3) 奨学生又は親権者の身上及び住所等に重要な異動があったとき。

(支給の停止及び休止)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の支給を停止するものとする。

- (1) 進学のためやむを得ない場合を除き、市の区域外へ転出したとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 停学となった、又は退学したとき。
 - (4) その他教育委員会が、奨学生として適当でないと認めたとき。
- 2 奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで奨学金の支給を休止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に支給された奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が、復学した日の属する月の翌月以降の月の分として支給されたものとみなす。

(返還)

第13条 教育委員会は、前条第1項の規定により奨学金の支給を停止した場合は、既に支給した奨学金について、前条第1項各号の事由に該当した日が属する月の翌月以降の月の分について返還を命じるものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(支給申請の特例)

- 2 令和3年度の支給の申請は、第6条の規定にかかわらず令和3年6月1日から令和3年7月31日までとする。

附 則(令和3年教委告示第13号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年教委告示第8号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年教委告示第7号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の三豊市奨学金支給要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和7年教委告示第12号)

この告示は、令和8年2月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

三豊市教育委員会 様

本人氏名

(署名又は記名押印)

親権者氏名

(署名又は記名押印)

奨学金支給申請書

三豊市奨学金の支給を受けたいので、三豊市奨学金支給要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。
 なお、認否に伴う確認のため、世帯全員の公簿の閲覧について承諾します。

フリガナ 氏名			本人住所 〒 三豊市					
生年月日	年 月 日生			電話番号() —				
年 齢	歳	親権者住所 〒 三豊市						
卒業校名	立 学校 年 月卒業見込み	及び氏名		電話番号() —				
進学希望 (在学) 校名	立 大学	学部 科	その他の奨学 金受給の有無 及び内容	有・無	万/月			
	年 月入学(予定)			給付型・貸与型				
家族の 状況	就学者を 除く家族	続柄	氏名	生年月日	年齢	所得の種類	収入金額	
				・ ・			千円	
				・ ・			千円	
				・ ・			千円	
				・ ・			千円	
	就学者	続柄	氏名	生年月日	年齢	在学学校名・学年	通学状況	
				・ ・			自宅・自宅外	
				・ ・			自宅・自宅外	
			・ ・			自宅・自宅外		
支給期間	年 月～ 年 月(年間)							

申請者本人用

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

三豊市教育委員会 様

学校長

印

奨学生推薦調書

次のとおり相違ないので、奨学生として推薦します。

本人	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日生
	現住所			
在 学 校 名				
入学年月日	年 月 入学	卒業年月日	年 月 卒業 (見込み)	
行 動 及 び 性 格 の 評 価				
項 目	評 価	項 目	評 価	
勤 勉 性		自 主 性		
責 任 感		向 上 心		
創 造 性		公 正		
公 共 心		情 緒 の 安 定		
所 見				

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

様

三豊市教育委員会 印

奨学金決定通知書

あなたを、 年度三豊市奨学金支給要綱に基づく奨学金について、下記のとおり決定しましたので、三豊市奨学金支給要綱第10条第1項により、通知します。

記

支給(月額50,000円) ・ 不支給

支給期間 年 月～ 年 月(年間)

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

三豊市教育委員会 様

奨 学 生 住 所
氏 名

(署名又は記名押印)

親 権 者 住 所
氏 名

(署名又は記名押印)

誓約書

私は、三豊市奨学金支給要綱による奨学金の支給を受けるに当たり、三豊市奨学金支給要綱を遵守し、学業に専心努力することを親権者連署してここに誓約いたします。

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

三豊市教育委員会 様

奨 学 生 住 所
氏 名

親 権 者 住 所
氏 名

異動届出書

下記のとおり異動がありましたので、三豊市奨学金支給要綱第11条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

異 動 事 項	
本 人	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 休学 <input type="checkbox"/> 停学 <input type="checkbox"/> 転学 <input type="checkbox"/> 留年 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> 復学 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> その他()
親 権 者	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> その他()
異 動 発 生 日	年 月 日
異 動 内 容	旧
	新
異 動 理 由	

※該当する事項の□にレ印を付けてください。

※異動の証明となる書類を添付してください。